

多賀城市津波・洪水ハザードマップ作成業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和3年6月
多賀城市

多賀城市津波・洪水ハザードマップ作成業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的等

本業務は、既存の多賀城市津波・洪水ハザードマップ（平成30年6月発行）の更新を行うことにより、浸水予想区域や避難場所等の情報を住民にわかりやすく明示し、住民の諸災害に対する防災意識の向上に資することを目的とする。

当該ハザードマップの更新に当たっては、ハザードマップに関する知見、技術、経験等を有する事業者から、創意工夫による優れた提案を募集する必要があるため、公募型プロポーザル方式により、最も適した事業者を契約候補者として選定する。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

多賀城市津波・洪水ハザードマップ作成業務

(2) 業務内容

別紙「多賀城市津波・洪水ハザードマップ作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 提案上限額

12,683,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託契約の額は、多賀城市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

3 参加資格要件

参加資格を有するものは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 令和3年度多賀城市一般競争入札参加資格登録業者として登録されているものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 本プロポーザルへの申込時点で、多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（平成15年多賀城市告示第26号）に定める指名停止及び指名回避の措置を受けていないこと。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てをしていないこと。
- (5) 平成23年4月1日から現在までに、宮城県内の自治体のハザードマップを作成した実績を有すること。

※ 共同企業体（JV）で参加する場合は、(1)～(4)は、代表者及び構成員の全てが要件のいずれにも該当するものでなければならない。(5)は代表者又は構成員のいずれかが、要件に該当すれば可能とする。

4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づく選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）による審査により、優先契約候補者1者を選定する。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり

内容	期間等
実施要領の公表	令和3年6月30日（水）に多賀城市ホームページに掲載
参加申込期限	令和3年7月12日（月）午後3時まで
質問書の提出期限	令和3年7月12日（月）午後3時まで
参加資格審査結果の通知	令和3年7月15日（木）までに通知
質問への回答	令和3年7月15日（木）までに多賀城市ホームページに掲載
企画提案書等提出期限	令和3年7月30日（金）午後3時まで
審査（選定委員会）	令和3年8月10日（火）（詳細は別途通知）
審査結果の通知	令和3年8月17日（火）までに通知
契約締結	令和3年8月下旬～9月上旬予定

5 申込手続

(1) 申込受付期間

令和3年6月30日（水）から7月12日（月）まで（土、日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、受付期間最終日の令和3年7月12日（月）は午後3時まで

(3) 提出書類

ア 申込書兼誓約書（様式1） 1部

イ 業務実績調書（様式2） 1部

ウ 参考資料（ハザードマップ実績1件） 1部

※ 参考資料は「業務実績調書（様式2）」に実績として記載し、実際に作成

したハザードマップ

(4) 受付場所

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 申込方法

上記受付場所まで直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX、E-mail 等による受付は行わない。）。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式3）に質問内容を記載の上、E-mail により提出すること。

(2) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(3) 受付期間

令和3年6月30日（水）から7月12日（月）まで

ただし、受付期間最終日の令和3年7月12日（月）は午後3時まで

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和3年7月15日（木）までに多賀城市ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の受付

(1) 提出期間

令和3年7月21日（水）から同月30日（金）まで（土、日祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、受付期間最終日の令和3年7月30日（金）は午後3時まで

(3) 受付場所

「12 問合せ先」に記載のとおり

(4) 提出書類及び提出方法

次に掲げる必要書類を直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX、E-mail 等による受付は行わない。）。

ア 企画提案書表紙（様式4） 正本1部、副本10部

イ 企画提案書（様式自由） 正本1部、副本10部

※企画提案書については、別紙「多賀城市津波・洪水ハザードマップ作成業務企画提案書作成要領」を基に作成すること。

ウ 実施体制調書（様式5） 正本1部、副本10部

エ 業務実績調書（様式6） 正本1部、副本10部

- オ 参考見積書（様式7） 正本1部、副本10部
- カ 参考業務費内訳書（様式自由） 正本1部、副本10部
- キ 参考資料（県内他自治体のハザードマップ）各1部（ただし最大5件分）

(5) その他

上記(4)カには、(4)オの内訳を記載すること。

ア 上記(4)キは、(4)エ「業務実績調書（様式6）」に実績として記載した県内他自治体のハザードマップとする。

イ 書類一式をファイリングして提出すること（上記(4)キを除く。）。

8 申込み及び企画提案の無効

(1) 3に定める参加資格要件を満たさないものが提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの

イ 企画提案書の内容が、当該実施要領に定める要件に適合しないもの

ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの

エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの（自由提案を除く。）

オ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があったものが提出した提案は、無効とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があったものが提出した提案は、無効とする。

9 審査

(1) 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

参加資格要件の審査結果は、令和3年7月15日（木）までに応募者全員に本人の結果のみを書面で通知する。

(2) 選定委員会

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者1者を選定する。

ア 日時及び会場

令和3年8月10日（火）

多賀城市役所3階 第2委員会室【予定】（詳細は別途通知）

プレゼンテーション等の順番は、本市で決定するものとする。

イ 出席者

提案者1者につき、本委託業務の主な担当者等を含め3名以内とする。

ウ 選定委員会の内容

(ア) 時間

提案者1者につきプレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは10分程度を目安とする。

(イ) 内容

選定委員会の内容は、次のとおりとする。

なお、詳細については、参加者宛て別途通知する。

- ・企画提案書等に基づくプレゼンテーション
- ・ヒアリング（質疑応答）

エ 準備物

プロジェクター、スクリーン、電源コンセントは市で用意することとし、プレゼンテーションに必要なパソコンその他物品等は提案者が用意することとする。

なお、パソコンとプロジェクターの接続規格は、HDMIで接続するので、それに適合するパソコン等を用意すること。

オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準を超える企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

カ 審査結果の通知

審査の結果については、令和3年8月17日（火）までに審査会に参加した者全員に本人の順位のみを書面で通知する。

(3) その他

審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、該当者なしとする場合があり、再度選定の機会を設ける場合がある。

10 契約及び協議

市は、審査の結果を基に優先契約候補者と業務内容、契約金額等について協議し、協議が整ったときは、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）に基づき速やかに契約を行うものとする。

なお、協議が整わない場合は、審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は、行わないものとする。

- (3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出は認めないものとする。
- (4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

12 問合せ先

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所2階

多賀城市総務部交通防災課消防防災係

電話 022-368-1141 (内線273、274、275)

FAX 022-368-1360

E-mail bosai@city.tagajo.miyagi.jp